

## FAAVO しもきた運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、FAAVO しもきたを運営するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング アイデアを実現するために必要な経費を、インターネットを通じて、広く不特定多数の人々から集める資金調達手段のことをいう。
- (2) 購入型クラウドファンディング プロジェクトが提供する何らかの権利、物品及びサービス等を購入する形式で、支援者がプロジェクトに対して支援を行うクラウドファンディングのことをいう。
- (3) FAAVO しもきた FAAVO しもきた運営協議会が、株式会社サーチフィールドの運営する購入型クラウドファンディング「FAAVO」の地域における共同運営者となつて運営するクラウドファンディングのことをいう。
- (4) 起案者 クラウドファンディングを利用して資金調達をしようとする者のことをいう。
- (5) プロジェクト 起案者自らが、資金調達をするために提案する事業または企画のことをいう。
- (6) 支援者 プロジェクトに共感し、資金提供の申し込みを行う者のことをいう。
- (7) リターン品 起案者が支援額に応じて支援者への提供を約束する、権利、物品及びサービス等のことをいう。

(対象団体)

第3条 本事業における起案者は、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村内に拠点を置く個人・団体・事業所等で、代表者が明らかであるもの
  - (2) むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村が事務局を務める団体等
  - (3) むつ市・大間町・東通村・風間浦村・佐井村
- 2 前項の規定にかかわらず、個人・代表者等が次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならないものとする。
- (1) 市町村税を滞納している場合
  - (2) 反社会的勢力に所属している場合
  - (3) 公序良俗に反する活動を行っている場合
  - (4) 20歳以下の者で親権者の許可を得ていない場合

(同意事項)

第4条 本事業の起案者は、FAAVO のウェブサイト上に掲載されている次の各号のすべ

てを確認し、同意しなければならない。

- (1) 会員規約
- (2) 起案者向け利用規約
- (3) プライバシーポリシー

(対象事業)

第5条 本事業の対象となるプロジェクトは、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 下北地域や各種コミュニティの活性化に関して熱意のあるプロジェクトであること、または産業の発展や新技術の開発に効果が見込まれるものであること。
- (2) 資金調達目標額が概ね20万円以上であること。
- (3) 活動実施に必要な関連法令に規定する許認可等を得ていること。または得る予定であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は対象とならないものとする。

- (1) 単なる売名行為が目的であるもの
- (2) 宗教および政治に関するもの
- (3) 達成の可能性が著しく低いもの
- (4) 公序良俗に反するものまたは違法なもの

(事業の手続き)

第6条 起案者が、FAAVO しもきたを利用してプロジェクトの資金調達を行おうとするときは、次に掲げる書類をFAAVO しもきた運営協議会に提出するものとする。ただし、第3号から第5号までについては、プロジェクトの内容を示した企画書等の提出をもって、その代わりとすることができる。

- (1) FAAVO しもきた利用申込書 (様式第1号)
- (2) 誓約書 (様式第2号)
- (3) 事業計画書 (様式第3号)
- (4) 起案者情報 (様式第4号)
- (5) 収支予算書 (様式第5号)

(審査)

第7条 この要領に定める事項を満たしているか否かの判定につき、FAAVO しもきた運営協議会は書類による審査を行うものとする。

2 前項の審査の詳細は、別に定めるものとする。

(事業の採択)

第8条 FAAVO しもきた運営協議会は、事業を採択した場合、FAAVO しもきたのウェブページ上に事業を掲載する。ただし、掲載時期及び掲載順については、FAAVO しもきた運営協議会が決定するものとする。

(事業の責任)

第9条 FAAVO しもきた運営協議会は、採択された事業を FAAVO しもきたのウェブページ上に掲載するのみであり、起案者に対する資金調達の成功や、支援者に対するプロジェクトの実施およびリターン品の送付を保証するものではない。また、起案者及び支援者の間で生じたトラブルには、FAAVO しもきた運営事務局は一切関与しない。

(資金の振込)

第10条 プロジェクトの目標額を期間内に達成した場合、支援申込のあった額の15%が手数料等として差し引かれ、残りの85%の額が起案者の指定した口座に振り込まれるが、振込の時期は、募集期間終了月の翌月末営業日とする。なお、資金の振込等に関することには、FAAVO しもきた運営事務局は一切関与しない。

(実績報告)

第11条 起案者は、事業が完了したときには、速やかに次に掲げる書類を FAAVO しもきた運営事務局に提出しなければならない。

- (1) FAAVO しもきた プロジェクト実績報告書 (様式第6号)
- (2) 活動成果報告書 (様式第7号)
- (3) 収支決算書 (様式第8号)

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、FAAVO しもきた運営協議会が別に定めるほか、FAAVO 会員規約及び FAAVO 起案者向け利用規約のとおりとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

FAAVO しもきた運営協議会 殿

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

印

FAAVO しもきた利用申込書

FAAVO しもきたを利用して資金調達を行いたいので、FAAVO しもきた運営要領第6条の規定により、関係書類を添えて申込みます。

記

- 1 資金調達目標額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 誓約書（別紙様式第2号のとおり）
- 3 事業計画書（別紙様式第3号のとおり）
- 4 起案者情報（別紙様式第4号のとおり）
- 5 収支予算書（別紙様式第5号のとおり）

FAAVO しもきた運営協議会 殿

所在地（住所）

名称（氏名）

代表者

印

誓約書

私はFAAVO しもきたを利用するにあたり、下記事項を遵守することを誓約いたします。

記

- 1 資金調達が成功した際には、プロジェクトに掲げた事業を必ず実施するとともに、支援者に対してあらかじめ約束したリターン品を必ず提供します。
- 2 FAAVO しもきたが認めないものをリターン品として用いることはいたしません。
- 3 リターン品の送付のために得た支援者情報は厳重に扱い、他の目的で使用することはいたしません。また、リターン品送付後は支援者情報を返却及び削除いたします。
- 4 支援者との間でトラブル等が発生した場合は、当事者間で解決いたします。
- 5 FAAVO 及びFAAVO しもきたの不正利用、情報の改ざん行為はいたしません。
- 6 連鎖販売取引、マルチ商法その他のネットワークビジネスの勧誘を目的としたFAAVO しもきたの利用及び支援者に対する勧誘行為はいたしません。
- 7 市町村または第三者の知的財産権、肖像権、パブリシティ権を侵害する行為はいたしません。
- 8 市町村または第三者に対する欺罔行為、プライバシー侵害行為、名誉毀損行為、侮辱行為、業務妨害行為はいたしません。
- 9 犯罪行為、法令違反行為、公序良俗に反する行為はいたしません。
- 10 差別的表現行為、倫理的に問題がある行為、他人に嫌悪感を与える行為、迷惑行為、嫌がらせ行為、誹謗中傷行為はいたしません。
- 11 FAAVO 及びFAAVO しもきたの運営を妨害する行為、信頼性を害する行為、その他市町村が不相当と判断する行為はいたしません。
- 12 FAAVO の定める諸規定に反する行為はいたしません。

様式第3号（第6条関係）

事業計画書

プロジェクト名	
プロジェクト概要	
プロジェクト 実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
資金調達目標額	
資金の用途	
資金提供者への お礼の品	

様式第4号（第6条関係）

起案者情報

経歴・概要 （活動趣旨、活動経歴等）												
代表者情報	氏名カナ											
	氏名											
	住所											
	電話番号											
	メールアドレス											
	Facebook											
プロジェクト 担当者	氏名カナ											
	氏名											
	住所											
	電話番号											
	電話番号（緊急）											
	メールアドレス											
	FAAVO アカウント名											
	Facebook											
	Twitter アカウント名											
口座情報 （資金振込先）	金融機関名											
	支店等名											
	口座番号	普通・当座 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table>										
	口座名義カナ											
口座名義												

様式第5号（第6条関係）

収支予算書

収入の部

区分	予算額（円）	摘要
クラウドファンディング 賛同者協力金		
計		

支出の部

区分	予算額（円）	摘要
計		

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

FAAVO しもきた運営協議会 殿

所在地（住所）

名 称（氏名）

代表者

印

FAAVO しもきたプロジェクト実績報告書

FAAVO しもきたで資金調達を行ったプロジェクトについて、下記のとおり実施したので、FAAVO しもきた運営要領第11条の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

記

1 資金調達達成額 \_\_\_\_\_ 円

2 活動成果報告書（別紙様式第7号のとおり）



様式第8号（第11条関係）

年 月 日

## 収 支 決 算 書

（収入の部）

（単位：円）

項 目	決 算 額	備 考
FAAVO しもきた支援金		達成額の85%（収入額）を記入すること。
自己資金		
合 計		(A)

（支出の部）

（単位：円）

項 目	決 算 額	備 考
合 計		(B)

※通帳及び領収書等の写しを添付すること

執 行 残		(C) = (A) - (B)
-------	--	-----------------